



☎先着 ㊦定員を超えると抽選 ☎電話相談も実施

	項 目	日 時	場 所	問い合わせ☎
一般相談	行政相談	①1月10日(金) 午前10時～正午 ②1月15日(水) 午後1時30分～3時30分	①吉川支所 相談室 ②市役所 4階402会議室	秘書広報課
	司法書士による相談 要予約 ㊦6名	1月9日(水) 午後1時30分～(1人20分)	市役所 2階入札室、入札控室	
	土地境界相談 要予約 ㊦6名	受付：1月6日(月)～8日(水) 正午まで		
	弁護士による相談 要予約 ㊦8名	1月16日(水) 午後1時30分～(1人20分) 受付：1月6日(月)～8日(水) 初回優先	市役所 2階入札室	
	建築なんでも相談 要予約 ㊦2名	1月10日(金)、24日(金) 午後1時30分～(1人50分) 受付：各相談日の1週間前まで	市役所 2階入札室	
	市民ふくし相談 日常生活の困りごと、ひきこもりなど	①1月6日(月) 午後1時30分～4時 ☎ ②1月8日(水)、15日(水)、25日(土) 午前10時～午後3時 ☎	①吉川支所 ②市民活動センター	社会福祉協議会 82-4043 ①72-2940 ②86-7575
	司法書士による 成年後見専門相談 要予約 ㊦3名	1月9日(水) 午後1時30分～4時30分	総合保健福祉センター	成年後見支援センター 83-0226
	人権相談	①月～金曜 ☎ ②1月16日(水) 午後1時～4時	①総合隣保館 ②市役所 2階入札控室	人権推進課 82-8388
	農地相談	1月10日(金)	市役所 2階 農業委員会事務局	農業委員会事務局
	税務相談 要予約 ㊦4名	1月8日(水) 午後1時30分～3時30分 ☎ 受付：1月6日(月)まで	市役所 3階第4相談室	税務課
DV・いじめ・こころ	若者就職相談 15～49歳の方の就職やキャリアの相談	1月21日(水) 午後1時～4時 予約優先	サンライフ三木	さんだ若者サポート ステーション 079-565-9300
	DV相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	DV相談室	DV相談室 82-8300
	子どもいじめ相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	教育センター 3階 子どもいじめ防止センター	子どもいじめ防止センター 82-8110
	こころの相談 うつや自殺予防のための相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎ (時間外は他の相談窓口を紹介)	市役所 3階障害福祉課	障害福祉課 89-2471
	青少年悩みの相談 面談は要予約	月～金曜 ☎	教育センター 2階	教育センター 82-8686
虐待	児童虐待相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	教育センター 2階 子育て支援課	子育て支援課 83-2266
	高齢者虐待相談	月～金曜 ☎	市役所 3階 地域包括支援センター	介護保険課 89-2337
女性・教育	女性のための相談	①火曜 午前10時～正午 木曜 午後1時～4時 } 電話相談 ②火曜 午後1時～4時 ■ 予約相談 木曜 午前10時～正午 ■ (面接・電話)	教育センター 3階 男女共同参画センター	男女共同参画センター 89-2331 ①89-2354
	女性のための 弁護士相談 要予約 ㊦4名	1月22日(水) 午後1時50分～4時30分 受付：1月17日(金)まで【要事前面談】		
	あんしん教育相談 面談は要予約	月～金曜 ☎	教育センター 2階	教育センター 83-2020
障がい者	障がい者総合相談・虐待相談	月～金曜 ☎	市役所 3階障害福祉課	
	福祉相談 要予約	①月～金曜 午前9時～午後4時 ②1月8日(水)、24日(金) 午後2時～4時	①はばたきの丘 ②吉川支所	障害福祉課 ☎89-2449
	身体障がい者相談	1月11日(土)、2月1日(土) 午前10時～午後3時	市民活動センター	

三木警察署だより ☎82-0110

適切な110番の利用をお願いします ～緊急時 正しく使おう 110番～

▶1月10日は「110番の日」

110番通報を早く、正しく利用してもらうために、昭和61年に毎年1月10日を「110番の日」と定め、県民の皆さまに理解と協力を求めています。

▶110番通報制度の沿革

110番通報制度は、昭和23年に東京、大阪などの8大都市で発足しました。
発足当初、110番は東京のみで、大阪、京都、神戸などは1110番、名古屋は118番と、全国バラバラの番号でしたが、昭和29年に現行の110番に統一されました。



▶110番通報の注意点

110番通報は着信順に接続されます。「すぐにでない」と判断し、掛け直しをすると、更に時間がかかることとなりますので切らずにそのままお待ちください。



▶110番は緊急電話です

110番は、事件・事故に遭った方、目撃した方からいち早く警察に通報する緊急通報電話です。緊急の対応を必要としない問い合わせ、相談などは相談窓口や各警察署へお願いします。
いたずら電話は、緊急な事件・事故の対応などに支障を来しますので、絶対にしないでください。

消費生活相談

■ あなたの電話が使えなくなる？ それ詐欺です！ 問(市)生活安全課

相談事例

- ・「2時間後に電話が使えなくなる」と自宅に電話があった。ガイダンスに従って操作すると警察官を名乗る男から、「あなた名義の携帯電話が覚えい剤取引に使われ、**あなたも容疑者です**。秘密捜査なので誰にも話してはいけません。逮捕されないために**保釈保証金300万円を支払ってください**。容疑が晴れたら返金します」と言われ支払ってしまった。
- ・「**+81**」から始まる番号から電話があった。「**あなたの電話が使えなくなる**」と言われ、ガイダンスに従って操作するとNTT職員を名乗る男につながり、「**電話料金の滞納金50万円を支払ってください**」と言われ、お金を振り込んでしまった。

アドバイス

- ・「この電話は2時間後に使えなくなります。詳しくは1番を押してください」という電話は詐欺です。**すぐに電話を切りましょう**。
- ・「+1」や「+81」などで始まる電話は国際電話を使った詐欺の可能性があります。**身に覚えがなければ、電話に出ない・掛け直さないようにしましょう**。
- ・多くの詐欺は固定電話に掛かってきた電話から始まります。**防犯機能付き電話**では、掛かってきた電話に対して「防犯のため、この通話は自動的に録音します」というメッセージが流れるため**詐欺を防ぐために有効**です。

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関することは **消費生活相談へ**

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時
場所 市役所 2階消費生活センター(電話でも相談できます)

